

## パンデミックと学問の自由

——新型コロナウイルス禍からみた大学・学問の役割——

大林啓吾

### 序

新型コロナウイルス禍は、外出自粛や営業自粛など日常生活に大きな影響を与えたが、大学もその例外ではなかった。たとえば、対面授業からリモート授業への切り替えを余儀なくされたが、それまで対面を前提としていた多くの大学にとってそれは大転換を迫るものであった。特に当初は、大学が管理するウェブシステムの設定、大学のサーバーの容量、出席カウント方法、試験方法、オンライン授業の方法、学生のオンライン環境など次々と浮上する検討事項とその膨大な作業量に圧倒され、ある意味大学全体が通常業務をできない縛りの中でフル稼働していた時期でもあった。授業以外に

も、教授会等の開催方法、大学スタッフや学生の健康管理方法、研究活動の方法など、様々な課題に直面した。

このようにコロナ禍は大学全体を翻弄した側面があるが、それは同時にパンデミック下において大学や学問をいかに機能させるか、さらにはいかなる役割を果たすべきかという問いをもたらしたともいえる。そこで本稿では、憲法が保障する学問の自由の観点からこの問いを考える。

#### 1 新型コロナウイルス禍の大学と研究者

新型コロナウイルスのパンデミックにより、大学は様々な問

題に直面した。二〇二〇年四月初旬に緊急事態宣言が発出され、多くの大学は授業の開始を遅らせざるをえなくなった。問題は授業を開始するまでに、いかにオンライン授業システムを構築するかであった。システム構築と同時に授業コンテンツを用意しなければならぬので、あらゆる大学の組織、教員、職員がその準備に忙殺されることとなった。そもそもオンライン授業にも複数の選択肢があり、オンデマンド動画を配信するのか、リアルタイムにするのか、対面とオンラインのハイブリッドにするのか、ウェブ会議サービスはどれを利用するかなどがあり、それを全学共通とするか、科目の性質に応じて変えるか、教員個人に委ねるかなどの問題もあった。また、出席確認、試験方法、実習科目の代替など、当初は様々な懸案事項を検討しなければならなかった。

大学が直面した問題は授業に限られず、スタッフや学生の健康管理、大学や教授会の意思決定方法、大学および学生のオンライン環境整備、授業料問題、研究継続方法の問題など、枚挙に暇がないほど多くの問題があった。

リスク社会においては政府のみならず大学にも様々

なりリスク対応需要が存在し、大学は健康的ケア、精神的ケア、金銭的ケア、インフラ的ケア、情動的ケアなど多様なニーズが求められるようになっており、それが具体的な形で一挙に押し寄せたのが新型コロナ禍であったともいえる。

こうした中、新型コロナ禍において大学が体験したことは少なくとも当初は多大なエネルギーとコストがかかったものの、それは必ずしもネガティブなものばかりではなく、将来にいかせる側面も併有する。そこで本稿では、学問の自由の観点からパンデミック下において大学や学問が果たしうる役割を考察する。一般に、憲法が保障する学問の自由は公権力からの不当な介入を防ぐためのものと理解されているが、実際には様々な場面で学問の自由が問題になることがあり、そうした学問の自由の多義的性格を踏まえつつ、その本質たる真理の探究を軸に大学や学問が果たす公共的機能を考える。

## 2 学問の自由と大学の自治

憲法二三条は「学問の自由は、これを保障する」と規定している。きわめてシンプルな条文であるが、日

本では戦時中に天皇機関説事件<sup>(1)</sup>をはじめとする大学研究者の学問の教育研究活動が制約されたという背景もあり、憲法二三条は主に大学における学問の自由<sup>(2)</sup>にフォーカスしたものと受け止められている。そのため、大学を中心に、公権力によって研究活動や成果発表が妨げられないことが学問の自由を保障する趣旨と解されている<sup>(3)</sup>。

したがって、学問の自由は国家からの介入を防ぐ防衛権的側面が強いといえるが、実際には様々な学問の自由に関わる問題が存在し、それに応じた対応が必要となる。たとえば、教育研究には資金が必要であるが、学問の性質上、必ずしも資金が十分でないことがある。その場合、国が大学に対して助成金を出すことがあるが、助成金のあり方によっては大学への干渉になることがある。また、日本の場合は憲法八九条<sup>(4)</sup>との関係で国による私学助成の合憲性の問題もある。さらには私的助成も問題になる場合があり、たとえば資金提供を理由に大学の活動にコミットするような私的助成金は学問の自由との関係でどこまで許容されるのかといった問題もある。関連して、昨今は産学連携や地域連携が求められる傾向にあり、大学の社会的意義や研究の

社会的還元なども問われるようになってきている。

また、大学内においては、大学、教授会、教授（個人）の三者がそれぞれ学問の自由を享受しており、相互に衝突する場面が生じた場合にどのように解決をはかるかといった問題もある。

このように、学問の自由は対国家性のみならず様々な場面で問題となり、またアクターも複数にわたる。それを踏まえた上で、学問の自由がアクターのいづれにかかわらずその核心にすえている要素がある。それが真理の探究である。

これについては東大ポポロ事件判決<sup>(5)</sup>がその内実を明らかにしている。判決は、学問の自由は「学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由<sup>(7)</sup>」を含み、広くすべての国民にそうした自由が保障されるとともに、「大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨<sup>(8)</sup>」とするものであるとした。ここでは、大学が学問の自由の中心にあることを示すとともに、大学の本質が真理の探究であることが示されている。そして最高裁はこの本質に基づき、学問の自由の内容が導出されるとする。すなわち、

「大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。」<sup>(9)</sup>としたのである。

このように、大学が真理の探究を本質とすることをかんがみて、大学を中心に学問の自由が保障されるとしている。

### 3 憲法二三条が保障する意味

「真理の探究」といえば、憲法学においては表現の自由の保障根拠の一要素が想起される。すなわち、かつてアメリカ連邦最高裁のホームズ裁判官が提示した思想の自由市場論<sup>(10)</sup>を基にエマソンが提示した真理の探究<sup>(11)</sup>である。すなわち、何が真理なのかについては自由な討論に任せるべきであり、そこで勝ち残った内容を真理とみなすものである。もつとも、学問の自由における真理の探究は表現の自由で語られるところのそれと同じ内容を指すのであろうか。

この問題は二三条の存在意義に関わる。外国の憲法

の中には学問の自由に関する規定を設けず、表現の自由の中にそれを含むとする場合があり、表現の自由との異同に関心が集まった。<sup>(12)</sup>たとえば、アメリカ合衆国憲法は学問の自由に関する定めを設けていないが、学問の自由は表現の自由を保障する修正<sup>(13)</sup>一条によって保障されることは判例・学説が認める<sup>(14)</sup>ところである。ただし、アメリカでは対抗関係に依じて専門家集団としての学問の自由 (professional academic freedom) と表現の自由としての学問の自由 (the legal concept of academic freedom) を分ける傾向にある。<sup>(15)</sup>前者は、アメリカ教授協会の宣言にあるようなプロフェッショナルコードを指し倫理規範に基礎づけられ、主に大学と教授間の関係を念頭に、研究、発表、授業が大学によって検閲されないことを求める。一方、後者は修正一条によって保障されたものであり、判例法理によって形成されてきたものを指し、国家との対抗関係で語られるものであり、大学の自治と教授の自由を主な内容とする。そのため、日本では表現の自由とは別に学問の自由規定を置いた意味が問われる。

まず考えられるのは、学問の自由が大学を中心に認められるというのであれば、それは市民社会における

表現の自由と異なり、大学の自治や研究の自由など特殊な保障が認められる点において、両者には違いが生じるという点である。また、宮沢俊義のように学問自体の性質を踏まえて学問の自由の特性を炙り出すアプローチもある。宮沢によれば、学問とは常に従来の考え方を批判して新しいものを生み出そうとする努力であり、特に高い程度の自由が保障されるとする。<sup>16)</sup>

もつとも、これらは学問の自由と表現の自由の違いを述べただけであり、両者における真理の探究の違いに直結するわけではない。そのため、それぞれにおける真理の探究の意味についても考える必要がある。

表現の自由における真理の探究は先述したように思想の自由市場論をベースにしたものであり、思想の自由競争による相対的結果を真理とするものである。一方、長谷部恭男によれば、学問上の真理は自由市場のアナロジーがそのまま当てはまるものではないという。<sup>17)</sup> 長谷部は、学問分野ごとの合理的手続と方法によって理論や仮説が正しいことが証明されるかどうかによって学問上の真理が探究されるとする。

たしかに、思想の自由市場は、競争の過程を経て勝ち残った見解を真理とみなすものである。一方、学問

における真理は結果的に勝ち残った内容がそれにあたるといふわけではなく、学問上のプロセスによって内容の妥当性が吟味されることにより、真理に到達するとみなされることになる。

したがって、学問の自由における真理の探究は表現の自由におけるそれとは異なるものであり、それに応じた内容を保障する必要がある。それは基本的には大学の自治と研究の自由によって実現されるものであるが、それに加えて、研究者養成、ピアレビュー<sup>18)</sup>、学会なども真理の探究に大きな役割を果たす。大学内において学問の世界に通用する研究者を絶えず養成することは真理の探究に従事する者を産出することとなり、同じ分野の研究者の間で論文内容を審査することは学問上の真理を産み出す仕組みとなり、学会において研究発表の場を設けたり同業者の交流をはかったりすることは真理の探究を促進することになるからである。

大学が中心となって学問上の真理の探究を行うことは、民主的価値にも結び付くとされる。<sup>19)</sup> すなわち、学問上の真理の探究は新たな発見をもたらすだけでなく、大学において学ぶ過程を通して若者が社会参加の準備を行うことができ、それは社会における知的リーダー

を育成することにつながるからである。このように、学問の自由は社会と密接な関係にあり、信頼に値する知識の供与という社会的価値を帯びることになる。<sup>20)</sup>

このような学問の自由の公益性は、アメリカ教授協会が発した一九一五宣言においても看取することができる。<sup>21)</sup> 同宣言は教授の専門的発言の重要性を提示しつつ、立法に関する助言を行うなど、教授が専門的知見を公益還元することに言及した。<sup>22)</sup> ドイツでも同様に、学問共同体の公的価値と自律性が語られており、<sup>23)</sup> 自律的な学問共同体が社会利益に寄与する側面があることが指摘されている。

#### 4 パンデミック下における大学・学問の役割

学問の自由が教授個人の専門的知見の社会的還元を要請しているとすれば、大学はそれをバックアップするような体制を整備することが求められる。とりわけ、パンデミックが発生したときには、感染症対策のあり方や社会生活との両立のとり方などをめぐってしばしば正解がわからないような状況が続くことがあるため、大学または研究者が専門知を社会に提供することが重要である。

このとき、情報発信の主体や方法はいくつかのパターンが考えられる。すなわち、①教授個人が情報発信する場合、②学内の研究会やワークショップが情報発信する場合、③大学として情報発信する場合、④大学外の学会や研究会が情報発信する場合、⑤大学または教授が外部の機関と連携して情報発信する場合、⑥教授が政府機関等の委員として情報発信する場合などである。発信する方法は、論文、テレビや新聞等のメディア、SNS、大学の広報、大学のウェブサイトなど、様々な媒体がありうる。

いずれの場合にせよ、大学、教授個人、あるいは両者が協同して情報発信に取り組むことになるが、大学はパンデミック下においても真理の探究を促進できるような環境を創出することが求められる。たとえば、情報発信の媒体や学際的な知の拠点となるような基盤を提供することなどが考えられよう。

もつとも、大学の見解と教授個人の見解は時に対立することがありうる。それが専門知をめぐる衝突である場合、どちらが真理に近いのかを決めるのは容易ではない。このような場合、両者の対立は平行線をたどる可能性が高いため、大学の見解と教授個人の見解を

分けて発信することが妥協案となる。あるいは、大学が分野横断的なワークショップを設けるなどして、そこで意見の集約をはかるなどの建設的なアプローチもありえよう。

一方、教授個人が一市民として学外に向けて情報発信する場合に、それが専門以外の事項であるときには学問の自由の保障が及ぶのかといった問題もある。たとえば、パンデミック下における行動態様について、必ずしも学問的に専門としてこなかったとしても、それまでに身につけてきた知識と思考に基づいて意見を表明することが考えられる。この問題につき、アメリカでは学外言論の自由の問題として議論されてきた<sup>(24)</sup>。そもそも専門分野とそれ以外の分野を明確に分離して扱うことができるのか、一市民として見解を発表するのであれば学問の自由ではなく表現の自由の問題になるのではないかなど、様々な検討事項がある。この問題はその性質の捉え方次第で大学のコミットのある方も変わる可能性があり、学問の自由の射程とも密接に関わるといえよう。

## 後 序

本稿では、新型コロナ禍において大学や学問はどのような役割を果たすことができるのかという問題意識の下、学問の自由の本質とされる真理の探究に着目しながら、学問の自由の公共性を提示し、パンデミック下における大学や学問の機能を考察した。

パンデミックのような場面では専門知に基づく情報が重要になることから、大学や教授は積極的に専門知に基づく情報を発信することが求められる。特に感染症の問題は、医学や公衆衛生学の分野に限らず、公衆衛生法学、リスク社会論、専門家論(政治学)、経済学、心理学など様々な分野の知見が求められる。大学は学際的な知の拠点を形成することができる存在であることから、総合的見地から専門知に基づく情報発信を行う基盤を創設することも期待されよう。

また、将来のパンデミックに備えて、パンデミック関連の科目を創設することも社会に専門知を還元することになると思われる。たとえば、分野ごとにその特性に応じた公衆衛生科目を設置したり、さらには総合科目としての公衆衛生科目を設置したりすることが考えられる。あわせて、パンデミック時の学問や教育の

あり方、その対応策なども盛り込むことができれば、<sup>(25)</sup>大学自体にとっても将来のパンデミック時に有用な  
 と思われる。

(1) 東京帝国大学教授であった美濃部達吉議員の天皇機関説が国体に反するのではないかとして貴族院で問題となり、政府は美濃部の書籍に対して発禁処分を出した出来事をいう。

(2) 芦部信喜『憲法』(第七版)一七三頁(岩波書店、二〇一九年)。

(3) 佐藤幸治『日本国憲法論』(第二版)二七〇頁(成文堂、二〇二〇年)。

(4) 憲法八九条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定めているため、公の支配に属しない私立大学に助成することが合憲かという問題がある。

(5) Risa L. Lieberwitz, *The Corporatization of the University: Distance Learning at the Cost of Academic Freedom?*, 2002 12 B.U. PUB. INT. L.J. 73

(6) 最大判昭和三八年五月二二日刑集一七卷四号三七〇頁。警察が秘密裏に大学内で政治活動をしていた劇団の活動を

監視していたところ、学生に見つかってしまい、それを咎めた学生らが逮捕されたものである。

(7) 東大ボロボロ事件判決・前掲注(6)三七一頁。

(8) 東大ボロボロ事件判決・前掲注(6)三七一頁。

(9) 東大ボロボロ事件判決・前掲注(6)三三七頁。

(10) *Abrams v. United States*, 250 U.S. 616, 630 (1919) (Holmes, J. dissenting).

(11) *Thomas I. Emerson. Toward a General Theory of the First Amendment*, 72 YALE L.J. 877, 882 (1963).

(12) 曾我部真裕「学問の自由」法学教室四九五号七〇頁(二〇二一年)。

(13) 修正一条は、「連邦議会は、……言論若しくは出版の自由……を侵害する法律を制定してはならない」と定めている。

(14) J. Peter Byrne, *Academic Freedom: A "Special Concern of the First Amendment"*, 99 YALE L.J. 251 (1989).

(15) Julie H. Margetta, *Taking Academic Freedom Back to the Future: Refining the "Special Concern of the First Amendment"*, 7 LOY. J. PUB. INT. L. 1 (2005).

(16) 宮沢俊義『憲法Ⅱ〈新版〉』三九五頁(有斐閣、一九七一年)。

(17) 長谷部恭男『憲法』(第八版)二二九九—二四〇頁(新



世社'二〇二一年)。

- (18) Byrne, *supra* note 14, at 273-279.
- (19) Sweezy v. New Hampshire, 354 U.S. 234, at 262 (1957) (Frankfurter, J. concurring).
- (20) J. Peter Byrne, *The Social Value of Academic Freedom Defended*, 91 IND. L.J. 5 (2015).
- (21) 大学理事会が強い権限を持つアメリカにおいて、大学の方針と異なる発言をする自由等を求めて設立したもので、研究、教育、発言の自由を提唱した。
- (22) Comm. on Academic Freedom & Academic Tenure, Am. Ass'n of Univ. Professors, General Report of the Committee on Academic Freedom and Academic Tenure, 1 BULL. AM. ASS'N U. PROFESSORS 15 (1915).
- (23) 松本和彦「学問の自由の憲法的意義」法学セミナー七九七号六頁(二〇二一年)。
- (24) 盛永悠太「『学外言論(extramural speech)』と学問の自由——専門と無関係な市民としての大学教員の言論は、学問の自由の行使といえるか」北大法政ジャーナル二五号六一頁(二〇一八年)。
- (25) 特にパンデミックにおける法教育の重要性を指摘する  
カサノバ Catherine J.K. Sandoval, Patricia A. Cain, Stephen F. Diamond, Allen S. Hammond, Jean C. Love, Stephen E. Smith, & Solmaz Nabipour, M.D., *Legal*

*Education During the Covid-19 Pandemic: Put Health, Safety and Equity First*, 61 SANTA CLARA L. REV. 367 (2021).